ご存じ

民法と不動産登記法の法律改正により

令和6年4月~相続登記が義務化されます



改正前に開始された相続

相続登記をせずにそのまま放置

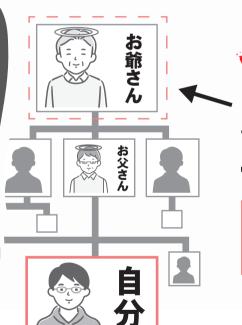
遡及適用の為この場合は令和6年4月から 3年以内となります 改正法施工

改正後に開始された相続

相続を知った日から **3年以内に** 相続登記の義務 3年以内に相続登記の 申請を行わなかった場合

10万円以下の 過料の可能性があります

※正当な理由のない申告漏れの場合



現在売却をお考えの方。。。

この方の名義で不動産が残っていませんか?

そのまま放置しておくと…

利害関係が複雑になり 後々トラブルにも 🙈 時間と労力、 税金の 負担が増える 🙈

相続の手続が長期化し スムーズに売却出来なくなる <<

まずはお気軽にご相談下さい。





名はコンサルタント

〒510-0821 四日市市久保田一丁目5番41号

 $_{\text{garn}}^{\text{JJ-}}~0120-1-4649-1$

TEL 059-352-7100

FAX 059-354-0078



一度確認